農林水産省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

	とべら ドヤペ 三 三 三		- 示された場合寺に調整の対象とする提案) -							
管理	分野	- 提案事項 (事項名) 求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	団体名	
50 B 地方に対す る規制緩和			へ の	企業進出が増加し、地方での就労機会が拡大することによって、特に若者の都市への転出が減少する。	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(第2条)、同法施行令(第3条)		福井県		秋田県	○人口31万人の県内市は、農村産業法による農村地域の対象から除外されるため、結果的に企業進出が進まない。
66 B 地方に対する規制緩和	- その他	海ごみに対する 財政支援制度 の要件緩和 を地域の実情に応じて緩和する。	生 豪雨等の災害時に発生するごみについては、県内の海域関連施設(海岸、港湾、漁港)の漂着ごみは、管理者となる沿岸各市町及び県が回収・処理を行っている。そのような災害時に大量に発生する海岸漂着ごみの回収・処理に係る市町等に対する国の支援としては、国土交通省・農林水産省・環境省の災害対策補助金があるが、漂着量が1,000m3以上であることなど対象要件が高く設定されていることから、補助制度が活用できない。本県においては昨年度7月豪雨災害等により、施設別に10~数百m3の漂着物があったが、要件に届かず、補助制度が活用できなかった。漂着ごみは発生源が漂着する施設を管理する自治体と異なることもあるが、その自治体の費用負担で処理を行っている。	的かつ円滑で迅速な回収・処理につながる。	極災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業(農林水産省、国土交通省)	土交通省	香県、徳島 川県、徳島 東 場 明 県		八戸市、福島県、石川県都市、京都崎県	○現状では市職員と市費で対応できる範囲の漂着物のみ、要件緩和が成されていれば将来的に対応困難な事業が発生した場合に本市も活用できる可能性が高まる。 ○ 改造、漁港の測着ごみについては、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法の採択基準に達していない場合、単独費での対応となる。 ○ 改建、高原物の支陰は生じていないが、災害が発生した場合、迅速な回収・処理が必要なることから、制理地予算で処理を行ったが、予算の関係上、年度内に全ての漂着ゴミを処理することができなかった。豪雨、今の実においても、台風等による漂満物が構助要は上間かず、補助制度が活用できなかった。そのため、県単独予算で処理を行ったが、予算の関係上、年度内に全ての漂着ごみを回収・処理することができなかった。豪雨、等の災害時に大量に学生する風内の海域関連施設(海岸・港湾、海港、西海湾・西川湾・港湾、海港での温度に大きに対している。このような海岸等の漂着ごみの回収・処理に係る市町等に対する国の支援としては、国土交通省・農林水産名の災害対域補助金があるが、漂着量が1000m3以上、事業施主体電の事業要200万円であることが必要性が高に設定されている。未果においては、サーフィン等による海岸の利用が活象であり、海岸漂着物に対する処理型と多い中、ただとが施設。110~数百元の浮濃静があったが、実界は上面が、補助制度が活用できなったことがある。漂着ごみは発生源が漂着する施設を管理する自治体と異なることもあるが、その自治体の受用負担で処理を行っているため、事業の用件を緩和していただきたい。 ○ 当県においても崇雨等による港湾、漁港等の漂着こみを県が回収・処理した事例がある。そのため、今後も崇雨等による港湾、漁港等の漂着ごみを県等が回収・処理することが考えられ、財政支援に関して、対象異件の緩和は必要であると考える。なお、令和元年度に海岸漂角物対策推進地域計画を策定したことから、環境省の地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物対策推進事業)の交付を受け、漂着物の処理を実施します。
89 B 地方に対する規制緩和	農業・農地	理する国有地に 規定により管理する国有農地等 関する通行認可 のうち、道路状になっている筆	日農地法に基づき県が管理する国有農地については、一般住民による自由な立ち入りは認められないが、地元住民が公共の用に供されている公衆用道に路であると誤認して通行している例が散見されている。現在の制度上、一般信民が自由に通行できるようにするためには、使用者に対する転用貸付を行うか、市町村等へ譲与する必要があるが、住民が応じるケースはほとんどなく、譲与についても市町村において、受け入れるための条件を満たしていないといった理由で譲与を断られるケースが多い。また、国有農地等の処分に当たっては、財務省へ引き継いだ後、売り払い等の処分先の目処がつかない財産については、財務省においても、引き受け後の処分先の目処がつかない財産については引継を受けてくれないというのが実情となっており、処分も進まない状況となっている。よって、一般住民の通行については「不法占用」扱いとなってしまうため、それを防止するために進入禁止柵の設置等を行わなければならなくなるが、地元住民の生活に支障が出てしまうことが予想されるため、非常に対応に苦慮している。	[の通行を法的に認めることができるようになれば、住民の利便性 の向上が期待できる。また、法的に通行を可能にする際に、その条件を付すことで、(管理瑕疵)責任の所在(有無)を明らかにすることができる。	法(旧農地法)第78条	農林水産省	宮城県		岩手県、大阪府	○過去の同様の行政処分に対する審査請求に係る裁決事例を検索する際に、裁決書本体が検索対象外であるため、参照したい裁決事例までたどり着くのに相当の時間を要している。 ○の開拓道路に穴があき、移植が必要な場合、国からは、あくまで豊道としての管理であるため、舗装移権は不可とされている。実質生活道路として活用されている国有地については、住民サービスの一環として市町村が管理することが望ましいと判断するが、市町村からは、市町村が自建株で等の活用を発売機能されているとが重えいと判断するが、市町村が引き継ぐ等の活用を充が構造されている。受力が選まない。結果として、部庭員はから書か、大きな計算ができないまま、管理しているがある。都追肩来が管理する両本心のう。実質生活道路として活用されている土地について、市町村道としての規格に満たない場合でも、市町村に引き継ぐ事できないまま、管理していて、市町村に引き継ぐ事での間、アスファルト舗装も含めた移植も維持管理上可能とし、その財源も国費で担保することを求める。市町村に引き継ぐ事での間、アスファルト舗装も含めた移植も維持管理していくことが可能となる財政的支援を求める。市町村に引き継ぐ事での間、アスファルト舗装も含めた移植も維持管理と可能とし、その財源も国費で担保することを求める。

農林水産省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

辰 个	提案[示された場合等に調整の対象とする提案)	制度改正による効果		制度の所管		その他		<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>
番号	区分	分野 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	•関係府省	団体名	(特記事項)	団体名	支障事例
129	B 地方に対する規制緩和	続きの簡素化	地防災事業に係る土地改良法手続について、耐震に係る事業以外での地方自治体による申請制度の拡充や3条資格者(事業の施行に係る地域内にある土地の農家等)同意手続の省略など、法手続の簡素化に資する見直しを行うこと。	昨今の豪雨災害が頻発する中、湛水防除事業等の農地防災事業の実施は、 宅地、道路、一般公共施設等にも防災効果が生じ、公共性が高いとともに、国 土強部化を推進するため、迅速な対応が求められる。 しかしながら、耐震に係る事業を除いては従前どおり、3条資格者の同意が必 要となっており、排水機場の施設建替え事業については、農家に事業質負担 を求めない農地防災事業であるにもかかわらず、広範囲な受益区域の同意 徴集が必要となるため、迅速な対応に支障となる状況にある。 土地改良区が申請する施設更新事業等の同意徴集手続きの簡素化が可能 となる法制度(法第85条の3)もあるが、土地改良区が管理する土地改良施設 もしくは国県市町村が管理する施設の場合は土地改良施設と一体となって機 能を発揮する土地改良胚数である必要があり、市町村が管理している排水機 場を土地改良区が申請することはできない状況にある。 排水機場の更新事業が遅れ、ひとたび豪雨災害によって湛水被害が発生し た場合、東海豪雨の例によれば、農地の湛水の水ならず宅地・工場なども影 響を受け、近隣住民等の生命・財産を脅かす恐れもある。 これらのことから、農家に事業負担を求めない湛水防除等の農地防災事業 についても、耐震に係る事業と同様に3条資格者の同意を必要としない制度 への緩和を迅速に行っていただきたい。		土地改良法85条の2 土地改良法85条の3	農林水産省	大府市		市松豊県本宮中、市、市・市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、市、	○本有においても、電気間性未受情が2分程者の上、2人の発生制で、日本の指令は素やしたの影響をは、また。 の日本の企業は実施などでしる。 の日本の企業は関いる場合では、表大的信事者等のと同意が異なるでは、実施を、主める実施等のにも飲み返送が生い。会社が高いととし、日本技術を作品するため、可変が対えが使わられる。しか したも、有益にはよるかいでは他にという。できまでは一般の場合では、大きなでは、実施を受けませんが、は、または、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こので
244	A 権限移譲	地除く) がる重要流域内 の民有林の保 安林の指定・解	の指定・解除権限について、府 県への移譲を基本とし、複数府 県に跨がるものは、関西広域連 合への移譲を求める。	加えて、現地を知らない林野庁本庁で審査をされるため、詳細な資料の作成 が必要となっており、事務負担が増大しているのみならず申請処理期間の増	り、すべての民有林に係る保安林の指定等について、地方公共団体への移譲も可能である。 平成27年度の提案募集において、「大臣権限の保安林の国での」 「解除審査のうち、9割を超える案件で調査内容について補正を要し」とされているが、これは、権限と責任が地方公共団体にないことも原因として考えられ、権限を移譲して地方公共団体に責任を持たせ、経験を積ませることにより、逆に地方公共団体が適切に流	森林法第25条、第26条	農林水産省	関西広域連合	別紙あり	香川県、宮崎県	
247	A 権限移譲	化の促進に関する法律に係る事 務・権限の移譲	務・権限のうち、総合効率化計画の認定、変更認定、報告の徴収等のように府県域を跨ぐために近畿経済産業局の権限となっているもの(一の府県域の場合は、府県の権限)について、関西広域連合への権限の移譲を求める。	当該事務権限について、事業者の所在地等が府県を跨ぐ場合に国に権限が 留保されている理由は「広域的な判断が必要であるため」と考えられるが、関 西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合があり、設立 から8年間、関西の広域行政の責任主体として、7つの分野事務をはじめ、あ らゆる政策の企画・調整の実績を積み重ねてきたところである。 国の報告では我が国は人口縮減期にあるとされ、将来的に圏域に応じた最 適なマネジメント手法の構築が求められている。更なる人口減少が見込まれ る地方が持てる力をより有効に発揮するための仕組みづくりには、国の報告 書にある地方自治体間の補完だけではなく、国や広域行政体を含めた地域 の全体による補完関係を構築する必要がある。当該権限を関西広域連合に 移譲することにより、地域の抱える構造的問題の解決に資すると考える。	調整機能の実績を積み重ねている。当該事務権限の移譲が実現 すれば、府県が実施している事務と広域連合に移譲された事務の 整理・集約など役割分担を検討することにより、より効率的かつ効 果的な執行体制を構築することが可能となり、国と地方の二重行	法律第4条第1·4·8 項、第5条第1項·2項、	交通省 	関西広域連合			